

～A I 技術を用いたプログラム等の名称の保護について～ 日本商標判例紹介（2）

2021年04月22日

執筆者 弁理士 岡田充浩

1 概要

近時、深層学習等のA I 技術が飛躍的に進歩し、A I 技術を用いたプログラム及びサービスが数多く提供されている。プログラム及びサービスの名称は高評価を獲得することで、需要者に広く知られる一方、同一又は類似する商標が他人により商標登録される場合がある。

本稿では、A I 技術を用いたプログラム等の名称と混同することを理由として、他人の商標登録に異議を申し立てた事案を紹介する。

2 事案1（A l p h a G o の商標権者による異議申立）

異議2020-900207

異議申立人：英国法人 ディープマインド テクノロジーズ リミテッド

被申立人：中国法人 深セン市優必選科技股▲ふん▼有限公司

本案は、深層学習等の人工知能を用いた囲碁プログラム「A l p h a G o」の開発者であるディープマインド テクノロジーズ リミテッドが、人形ロボット等を指定商品とする商標「A l p h a M i n i」の商標登録（第6257074号）に異議を申し立てた事案である。

申立人は、自らが深層学習等を用いて開発した囲碁プログラム「A l p h a G o」が、プロ囲碁棋士との対局による勝利で一躍有名となった事実を主張し、他人がした商標「A l p h a M i n i」の商標登録が「著名商標と混同するおそれがある商標の登録を認めない」旨を規定した商標法第4条第1項第15号に該当するとして異議を申し立てた。

しかしながら、特許庁の審理では、第一に日本では「A l p h a G o」でなく「アルファー碁」との表記で報道されていたこと、第二に有名になった後に申立人が継続的な使用を行っていないこと、第三に申立人が「A l p h a G o」を付して囲碁プログラムを市販した実績が明らかでないことを理由として、他人の商標登録が商標法第4条第1項第15号に該当しないとされた。

その結果、他人の商標「A l p h a M i n i」は、商標登録が維持され、人工知能搭載のコミュニケーション人形ロボットの名称として使用されている。

本案では、申立人の主張する事実が、商標法第4条第1項第15号の保護目的に馴染まなかった。即ち「A l p h a G o」が、仮に実験的なコンピュータプログラムの

名称でなく市販のコンピュータプログラムの名称として使用され、新聞記事で「アルファ碁」の表記でなく「AlphaGo」の表記で報道されていれば、結論が変わっていたと考える。

3 事案2 (DEEPMINDの商標権者による異議申立)

異議2018-900221

申立人：英国法人 ディープマインド テクノロジーズ リミテッド

被申立人：日本法人 LeapMind株式会社

本案は、人工知能に関する開発等を業務とするディープマインド テクノロジーズ リミテッドが、コンピュータプログラムの提供、及び人工知能に関する開発等を指定役務とする商標「LeapMind」の商標登録（第6044882号）に異議を申し立てた事案である。

申立人は、自らが人工知能分野の代表的企業である旨を主張し、他人がした商標「LeapMind」の商標登録が「著名商標と混同するおそれがある商標の登録を認めない」旨を規定した商標法第4条第1項第15号に該当するとして異議を申し立てた。

しかしながら、特許庁の審理では、申立人がコンピュータプログラムを市販した実績がないことを理由として、他人の登録商標が商標法第4条第1項第15号に該当しないとされた。

その結果、他人の商標「LeapMind」は、商標登録が維持され、コンピュータプログラムの提供、及び人工知能に関する開発等の法人名として使用されている。

本案では、事案1と同様、申立人の主張する事実が、商標法第4条第1項第15号の保護趣旨に馴染まなかった。即ち申立人が、仮に実験的なコンピュータプログラムの開発でなく市販のコンピュータプログラムの開発等をしていれば、結論が変わっていたと考える。

4 事案3 (SOPHOSの商標権者による異議申立)

異議2019-900111

申立人：英国法人 ソフォス リミテッド

被申立人：中国法人 ソフォン テクノロジーズ リミテッド

本案は、コンピュータセキュリティのソフトウェア等の開発ベンダーであるソフォス リミテッドが、コンピュータプログラムの提供等を指定役務とする商標「SOPHON」の商標登録（第6113612号）に異議を申し立てた事案である。

申立人は、自らが世界中に活動拠点を構え、世界150カ国での利用者を有する旨を主張し、他人がした商標「SOPHON」の商標登録が、「著名商標と混同するおそれある商標登録を認めない」旨を規定した商標法第4条第1項第15号に該当すると

して異議を申し立てた。

しかしながら、特許庁の審理では、申立人による日本国での販売実績がないことを理由として、商標法第4条第1項第15号に該当しないとされた。

その結果、他人の商標「SOPHON」は、商標登録が維持され、コンピュータプログラムの提供等の名称として使用されている。

本案では、申立人の主張する事実が、商標法第4条第1項第15号の保護趣旨に馴染まなかった。即ち申立人が、仮に日本国で十分な販売の額、数量等の販売実績を有していれば、結論が変わっていたと考える。

5 弊所コメント

商標法は、日本国内での商品の流通等の健全化を図るための産業政策法である（商標法第1条）。

依って事案1及び事案2の如く、試験の段階で高評価を獲得したのみでは商標法の保護を受けることが困難である。また事案3の如く、国外で高評価を得ても日本国内で高評価を獲得しなければ商標法の保護を受けることが困難である。

そのため、AI技術を用いたプログラム及びサービスの名称については、将来を見据えて計画的に用いることが大切である。

以上